

固定資産税について

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

家屋の現況確認を行っています

固定資産税の対象となる建物の現況確認を行っています。

10月31日(火)まで身分証明書を携帯した調査員(役場職員)が町内全域を巡回し、課税対象となる建物の確認を行いますので、ご協力をお願いします。



建物(居宅・倉庫・車庫等)を新築・取り壊したら手続きを

固定資産税は、毎年1月1日現在で登録されている建物が課税の対象となります。

本年中に建物を新築(増改築を含む)した場合や課税対象となっている建物を取り壊した場合は、税務グループで登録・抹消の手続きをお願いします。

なお、手続きの際は印鑑をご持参ください。

キツネなどの野生動物にエサを与えないでください

産業経済課 農林業グループ ☎ 27-2419

野生動物にエサを与えると、人の食べ物の味を覚えてしまいます。楽にエサがもらえるため、人に食べ物をねだるようになり、人との距離が近くなり過ぎてしまいます。

また、ゴミも野生動物にとってはエサになります。ゴミを出す際は、指定された日時と場所をきちんと守ってください。

人とのトラブルを起こすようになった野生動物は、駆除されてしまう場合もあります。

人にも動物にも不幸な結果とならないよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 810円
効力発生年月日 平成29年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署 (支署)

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く労働者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

児童福祉サービスについて

町民福祉課(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872
(①②子育て支援グループ、③福祉グループ)

ひとり親家庭や障がいのある児童のいる家庭に対し、以下の児童福祉サービスを行っています。

①児童扶養手当

ひとり親家庭、一方の親が一定の障がいの状況にある家庭などで、18歳以下(18歳に達した後、最初の3月31日まで)の子どもを療育している方などに支給されます。(所得制限あり)

支給額	児童1人	全部支給：月額42,290円 一部支給：月額42,280円～9,980円
	児童2人目	9,990円/月 加算
	児童3人目以降	1人につき5,990円/月 加算
支給時期	原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。	
必要書類等	受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本)や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印鑑、個人番号等	

②特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の子どもの福祉を増進する目的で該当する子どもを家庭で監護、療育している父母等に支給されます。(所得制限あり)

支給額	一級	月額51,450円
	二級	月額34,270円
支給時期	原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。	
必要書類等	特別児童扶養手当認定診断書、受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本)や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印鑑、個人番号等	

③障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。(所得制限あり)

支給額	月額14,580円
支給時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
必要書類等	障害児福祉手当認定診断書、障害児福祉手当所得状況届、戸籍謄本、世帯全員の住民票、所得課税証明書、障がいのあるお子さん名義の通帳、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳、印鑑、個人番号等 ※事前に窓口へご相談ください。

市民後見人養成講座を開催します

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域の住民が身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市民後見人」を養成する講座を開催します。※実習有り



- ・日 時 平成29年11月7日～平成30年1月9日 毎週火曜日(12月26日、1月2日を除く) 計8回(実習は別途2回予定)
- ・対 象 者 25歳以上でこれまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがなく、破産していない方
- ・時 間 9時30分～17時
- ・定 員 40人(先着順)
- ・場 所 苫小牧市成年後見支援センター(〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号)
- ・募集期間 10月20日(金)まで
- ・申し込み 町民福祉課福祉グループまで